

別添 チェック表1

総合事業 訪問型サービスのチェック表（従前相当サービス、緩和型A）

指定申請に係る添付書類一覧【新規・更新 共通版】

事業所名	(※訪問型サービス)
------	------------

番号	添付書類	参考様式等	指定	更新	確認欄	従前相当	緩和型A	市ホームページ掲載番号	主なチェックポイント（事業所の記載や添付のミス等が目立つ点）
1	指定(更新)申請書	第1号様式 第2号様式	○	○		○	○	311(新規) 312(更新)	指定年月日、○印などの漏れ、松阪市指定の様式を使用しているか。
2	指定申請に係る添付書類一覧（当該様式）		○	○		○	○	301	当該様式(掲載番号301)の添付漏れ
3	付表 訪問型サービス(従前相当、緩和した基準A)の指定に係る記載事項	付表1	○	○		○	○	317	当該様式(掲載番号317)の添付漏れ、事業所名を記載、管理者・サービス提供責任者の氏名・住所等が記載されているか。従業者の員数などが「321の一覧表」や「運営規程」と一致しているか、○印などの漏れ、松阪市指定の様式を使用しているか。
4	事業所の運営規程	参考例	○	▲		○	○	354,356	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業(総合事業)の記述が入っているか。
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（※1）	参考様式1	○	○		○	○	321	指定を受ける月分の勤務形態一覧表か。常勤・非常勤の選択記述漏れ、従業者の員数などとの不一致（兼務については、同じ人が従前相当の管理者とサービス提供責任者を兼務してもOK）はないか。
6	従業者の資格者証、修了証等の写（※2）		○	▲		○	○		管理者・訪問介護員の資格者証、サービス提供責任者の資格証（一定の資格がない場合は、掲載番号329の様式を添付） ※ただし管理者は特別な資格は必要とされていない
7	サービス提供責任者の経歴書（※緩和した基準Aでは訪問事業責任者）	参考様式2	○	▲		○	○	322	介護福祉士、実務者研修修了者(旧ヘルパー1級)、3年以上の介護等の業務に従事した介護職員で初任者研修修了者(旧ヘルパー2級)の資格が必要
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	○	▲		○	○	325	
9	平面図、写真方向図、写真(カラー) (写真:外観、玄関、事務室、打合せコーナー、手洗場等)	参考様式3	○	▲		○	○	323	
10	関係部署との協議書（※3）	協議書参考例	○	▲		○	○		市街化調整区域における訪問介護事業(訪問型サービス)のための施設については、都市計画法第34条第1号前半に規定する施設に該当しないものと取り扱っているところですので、事前に松阪市役所建築開発課と協議してください。
11	申請者の履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本）（※4）		○	▲		○	○		総合事業の記述が入っているか（介護保険法に基づく第1号事業。または介護保険法に基づく第1号訪問事業。既に「老人居宅介護等事業」(※老人福祉法の基づくもの)となっている記述なら、総合事業関連の記述は追加しなくて良い)
12	誓約書（介護保険法に基づく欠格要件に該当しない旨）	参考様式9-1 ②(予防)	○	○		○	○	327	
13	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 ／介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・居宅介護支援)		○	▲		○		341	
14	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書（※5）		▲	▲		▲			

備考 「○」印を付した欄の添付書類は、必ず添付してください。
「▲」印を付した欄の添付書類は、前回申請時から変更のない場合又は変更届出書提出済の場合は省略可能です。
添付書類は、番号順に並べてください。

- ※1 事業の開始予定月について記載してください。
- ※2 職務に従事するために必要な資格者証等のコピーを添付してください。
結婚等により、現在の姓と資格者証等の姓が異なる場合は、戸籍抄本、運転免許証の裏書、年金手帳のコピー等、改姓の状況が確認できるものを添付してください。
- ※3 予め関係部署に協議を行い、その結果を協議書(様式任意)として添付してください。
- ※4 市への提出は原本1部で結構です。
- ※5 「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する場合は必要です。
関係様式一式を添付してください。

	従前の訪問介護相当(従前相当)	訪問型サービスA(緩和型A)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護養成研修1級課程修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 ○訪問型サービスと訪問介護を一体的に行う場合は、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数(松阪市は、常勤換算1.0以上) 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・虐待防止の措置 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (従前の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・虐待防止の措置 ・廃止・休止の届出と便宜の提供